



今回の
知りたい!
Point

65歳以降も働いた場合の年金と雇用保険は？ 知っておきたい年金・雇用保険のポイント



現在、企業には、65歳までの雇用が義務付けられています。令和3年4月からは、70歳までの人についても雇用や就業機会の確保が努力義務化されました。このため、65歳以降も働き続ける人が増えています。65歳を境にして年金や雇用保険の給付が一部変わります。今回は65歳以降の年金と雇用保険についてご説明しましょう。

65歳時の繰下げ受給の選択

特別支給の老齢厚生年金を受給している人が65歳になったときは、特別支給の老齢厚生年金に代わり、新たに「老齢基礎年金」と「老齢厚生年金」を受給することができます。65歳になる誕生月の初めごろ（1日生まれの人は前月の初めごろ）に、日本年金機構から「年金請求書（はがき）」が送付されますので、誕生月の末日（1日生まれの人は前月末日）までに提出します。この提出が遅れると、年金の支払いが一時保留になります。なお、65歳で受け取らずに66歳以後75歳*までの間で繰り下げて増額した年金を受け取ることもできます。老齢基礎年金・老齢厚生年金のどちらか一方のみを繰り下げたいときは、「年金請求書」の「老齢基礎年金のみ繰下げ希望」または「老齢厚生年金のみ繰下げ希望」のどちらかに丸を付けます。また、両方を繰下げしたいときは、「年金請求書」の提出は不要となります。

*昭和27年4月1日以前生まれの人（または平成29年3月31日以前に老齢基礎（厚生）年金の受給権が発生している人）は70歳。

65歳以降の在職老齢年金と在職定時改定

65歳以降も働きながら厚生年金保険に加入している場合、月額にした老齢厚生年金と給与や賞与（直近1年間の賞与額÷12）の合計が月48万円を超えると、超えた部分の半額の年金が支給停止となります（在職老齢年金制度）。ただし、国民年金から支給される老齢基礎年金は、減額されることはありません。ところで、従来、65歳以上の厚生年金加入期間の年金額への反映（増額改定）は、退職するかあるいは70歳になるまで待たなければ行われませんでした。令和4年4月より、在職中でも毎年10月分から改定される「在職定時改定制度」が導入されました。これは、毎年9月1日（基準日）時点の老齢厚生年金受給者の年金額について、前年9月から当年8月までの1年間の被保険者期間を算入し、毎年10月分（12月支払い分）の年金額を再計算するというもの。これにより、在職中でも、年金額が増額改定されることになりました。対象者は、65歳以上70歳未満の老齢厚生年金の受給者です。

退職した場合の雇用保険の給付

65歳以上で退職した場合、雇用保険の「高年齢求職者給付金」の対象となります。高年齢求職者給付金の支給条件は、次の①～③のすべてに該当する人です。①退職時の年齢が65歳以上、②退職前の1年間に被保険者期間が通算6ヵ月以上、③働く意思があること。給付額は被保険者期間が1年未満であれば「基本手当日額の30日分」、1年以上であれば「基本手当日額の50日分」を一時金で受け取ることができます。なお、高年齢求職者給付金と老齢厚生年金は、同時に受給することができます。

65歳以降も今の職場で働き続ける予定のUさんのケースを見てみましょう。

現在63歳、65歳以降も今の職場で働く予定です。65歳後の年金や雇用保険等についてアドバイスをお願いします。

60歳で雇用継続となり、65歳以降も働き続ける予定です。節目の65歳で年金はどう変わりますか。また65歳以降に退職した場合、雇用保険の給付は受けられますか。

- Uさん(63歳女性。標準報酬月額30万円、特別支給の老齢厚生年金45万円を受給中。夫は67歳、リタイア後、老齢厚生年金・老齢基礎年金を受給中)



STEP 1 65歳時に年金請求書が届く

現在、Uさんは、特別支給の老齢厚生年金を受給していますが、65歳になると、「老齢基礎年金」と「老齢厚生年金」を受給することができます。Uさんは、65歳から老齢基礎年金73万円、老齢厚生年金51万円の合計124万円が受給できます。これらの年金は、繰下げ受給を選択することもできます。例えば、66歳まで繰り下げた場合の年金額は、老齢基礎年金約79万円、老齢厚生年金約55万円の合計約134万円ほどになります。65歳からの年金の受給については、65歳になる誕生月の初めごろに「年金請求書（はがき）」が届きますので、よく読んで手続きを行いましょう。

STEP 2 在職による年金額調整と年金額の改定

65歳以降も働きながら厚生年金保険に加入している場合、在職老齢年金が適用されることがあります。Uさんの給与は30万円と賞与の支給はありません。老齢厚生年金の額は、月額約4万円（年額51万円÷12）です。給与30万円+老齢厚生年金月額約4万円=約34万円ですので、支給停止の基準額である48万円を超えていないため、在職老齢年金による調整はありません。なお、繰下げ受給をしない場合、在職定時改定が適用されます。Uさんは、65歳以降の働き方を今よりペースダウンしようと考えており、給与は、月20万円になる予定です。この場合、在職定時改定により、65歳以降、給与20万円で1年間厚生年金保険に加入すると、老齢厚生年金が年間約13,000円ほど増額することになります。

STEP 3 65歳以降に退職した場合の雇用保険の給付

65歳以降に退職した場合、雇用保険の「高年齢求職者給付金」を受給することができます。被保険者期間1年以上の場合、退職前6ヵ月の賃金を基に計算した「基本手当日額の50日分」を受給できます。例えば、退職前6ヵ月間の賃金が月20万円の場合、賃金日額=(20万円×6ヵ月)÷180=6,666円(1円未満切り捨て)。賃金日額6,666円に年齢による給付率を乗じて計算すると、基本手当日額は、4,916円になります。高年齢求職者給付金は、4,916円×50日分=245,800円(一時金)となります。



ポイントチェック 退職した場合の手続きですが、公的年金については、会社が退職に伴う手続きをするため、自分で手続きする必要はありません。健康保険については、任意継続被保険者を選択するか、国民健

康保険に加入するかによって手続きの仕方が違います。退職前に確認しておきましょう。雇用保険の高年齢求職者給付金は、会社から離職票を受け取ったら、自宅住所を管轄するハローワークで受給のための手続きをします。

